

みよし市広告付き番号案内表示システム提供者募集要項

1 目的

みよし市広告付き番号案内表示システム設置に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、窓口の混雑緩和とスムーズな案内、待ち時間の快適化を目的に、システム提供者を募集する。

2 システムの概要

(1) 構成（詳細は別紙仕様書のとおり）

- ア 番号札発券機
- イ 窓口別番号表示機
- ウ 番号案内モニター
- エ 職員側用受付モニター
- オ 広告モニター

(2) 用途

市民課において、証明書の交付等を申請する市民に対し、受付番号札の発券、受付への呼出、証明書の交付等の番号表示を行うとともに、広告や行政情報を放映する。

(3) システムの設置期間

システムの設置期間は、設置の日から5年とし、市とシステム提供者の協議の上定めるものとする。なお、システムは令和2年5月末までに設置すること。

(4) 設置場所

- 愛知県みよし市三好町小坂50番地
- みよし市役所1階市民課及び待合スペース

3 広告の審査、放映の条件等

みよし市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、みよし市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び要領に定めるものとする。

4 費用の負担について

(1) システム提供者が負担するものは、要領に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- ア システムの設置、維持管理、撤去、原状回復及び既存設置システムの撤去、処分その他広告の放映に要する一切の費用。
- イ 番号札発券用ロール紙、窓口用A4クリアホルダー150枚（厚さが概ね0.4mm以上で、発券した札を入れるポケット等が付いているもの）等システム運用に係る消耗品の提供及び破損等による修理・交換に要する費用。

ウ 機器の設置については、みよし市財産管理規則による行政財産の貸付とし、みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例に定める使用料を、市に納付するものとする。

エ システムの使用に係る電気料金は、システム提供者が負担しなければならない。
この場合において、電気料金は、設置する機器のカタログ等に記載される数値を基準とした算出方法を市とシステム提供者の協議により決定する。

オ 本募集の申込に要する一切の費用。

(2) システム運用後に機器等を増設する必要等が生じた場合は、その設置や維持管理等に係る費用について市と協議の上決定するものとする。

5 システム提供者の募集に係る申込について

(1) 申込要件

申込要件については、要綱、基準、要領及び仕様書に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ みよし市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 募集から契約締結までの間に、みよし市入札参加停止等措置要領に基づく措置を受けていない者であること。

エ 募集から契約締結までの間に、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による更生若しくは再生手続き中、又は手続開始の申立てがある者でないこと。

カ 平成28年度から令和元年度までの間に、広告付き番号案内表示システムと同様のものを官公庁に導入した実績を有すること。

キ 愛知県内に本店、支店または営業所を有していること。

ク システムについて、仕様書に示した機能、条件、台数等を満たしていること。

ケ システムの維持管理について、設置機器等の定期点検を1年に1回以上実施すること。また、システムに障害等が発生した時は、原則2時間以内にみよし市役所に来庁し、保守対応を行うことができること。

(2) 提出書類

ア みよし市広告付き番号案内表示システム提供申込書 様式第1号（第6条関係）

イ 会社概要

ウ 履歴事項全部証明書

エ 納税証明書

直近事業年度の法人市民税の納税証明書(個人の場合は個人市町村民税の納税証明書)

※申請日時点において発行日から3か月以内のもの

オ 提案書(様式は問わない)

※提案書には、次に掲げる事項を記載すること。

①平成28年度から令和元年度までの間の、官公庁における事業実績

②システムの設置方法

※耐震方法などの安全対策や、配線の方法についても記載すること

③システムの仕様・性能

※画面の表示等の例も記載すること

④システムを使用した具体的な操作方法及び手順

⑤システムについて、その他便利な機能等の創意工夫

⑥システムの維持管理体制及び障害等発生時の対応方法

※定期点検の内容・回数・実施事業者、障害等発生時の保守対応に係るみよし市役所までの到着所要時間も記載すること

⑦行政情報の製作・放映・更新方法

※行政情報の画面デザインの見本など作成例も記載すること

⑧広告の放映時間に対する、行政情報の放映時間の割合

⑨広告内容の掲載方針、審査体制

※社内の方針や審査基準等を併せて提出すること

⑩システム稼働までのスケジュール

⑪その他独自の提案、創意工夫などアピールしたい事項

(3) 提出期限

令和元年11月29日(金)午後5時必着

(4) 申込方法

ア 提出書類の部数

提出部数は1部とする。ただし、提案書については10部とし、A4サイズでページ番号をつけて提出すること。

イ 提出方法

市民課窓口へ直接又は郵送(直接の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時まで)

(5) 申込先及び問い合わせ先、質問の受付方法

ア 申込先及び問い合わせ先

みよし市役所 1階 市民協働部市民課

〒470-0295

愛知県みよし市三好町小坂50番地

TEL: 0561-32-8012 (直通)

FAX: 0561-32-8048

E-mail shimin@city.aichi-miyoshi.lg.jp

イ 質問の受付方法

令和元年11月19日（火）午後5時までに電子メールにて受付（メールを送信後、必ず電話にて連絡すること）

6 システム提供者の選定

（1）評価

みよし市広告付き番号案内表示システム提供者選定委員会設置要綱及びみよし市広告付き番号案内表示システム提供者選定基準に基づき、提出された書類の内容を総合的に評価する。

（2）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出期限内に提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載、重大な不備等があった場合

ウ 6（1）申込要件を満たしていないことが判明した場合

（3）その他

ア 選定の経緯の公表は行わないものとする。

イ 申込に要する一切の費用は、申込者の負担とする。

ウ 提出された書類等は、返還しないものとする。

7 スケジュール

（1）選定結果通知

令和元年12月末までに通知予定

（2）システムの設置の日

令和2年5月末までに設置すること